

有機農産物、有機畜産物及び有機加工食品についての輸入業者の認証の技術的基準

制 定 令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第27号

一 輸入品の受入れ及び保管のための施設

有機農産物にあつては有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第4条の表収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理の項の基準、有機畜産物にあつては有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第4条の表と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の項の基準、有機加工食品にあつては有機加工食品の日本農林規格（令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第18号）第4条の表製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理の項の基準に従い輸入品の受入れ、保管及び包装を行うのに支障のない広さ、明るさ及び構造であり、適切に清掃されていること。

二 輸入品の受入れ及び保管の実施方法

- 1 三の2に規定する受入保管責任者に、次の職務を行わせること。
 - (1) 輸入品の受入れ、保管及び包装に関する計画の立案及び推進
 - (2) 工程に生じた異常等に関する処置又は指導
- 2 次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備していること。
 - (3) 有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の受入れ、保管及び包装に関する事項
 - (4) 外国（日本農林規格等に関する法律施行規則（令和4年財務省・農林水産省令第3号。以下「施行規則」という。）第30条に定める国に限る。）の政府機関その他これに準ずるものとして施行規則第31条に基づき公示したものによって発行された証明書の確認に関する事項
 - (5) 輸入品の受入れ、保管及び包装に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項
 - (6) 苦情処理に関する事項
 - (7) 輸入品の受入れ、保管及び包装の実施状況についての認証機関（登録認証機関又は登録外国認証機関をいう。以下同じ。）による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
 - (8) 包装に使用する機械及び器具に関する事項
- 3 内部規程に従い輸入品の受入れ、保管及び包装に関する業務を適切に行うこと。
- 4 内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従業員に十分周知することとしていること。

三 輸入品の受入れ及び保管を担当する者の資格及び人数

- 1 受入保管担当者
輸入品の受入れ、保管及び包装を担当する者（以下「受入保管担当者」という。）として、次のいずれかに該当する者が1人以上置かれていること。
 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の資格を有する者であつて、食品の流通の実務に2年以上従事した経験を有するもの
 - (2) 食品の流通の実務に3年以上従事した経験を有する者
- 2 受入保管責任者
 - (1) 受入保管担当者が1人置かれている場合にあつては、その者が受入保管責任者として、認証機関の指定する講習会（以下「講習会」という。）において輸入品の受入れ、保管及び包装に関する課程を修了していること。
 - (2) 受入保管担当者が複数置かれている場合にあつては、受入保管担当者の中から、講習会において輸入品の受入れ、保管及び包装に関する課程を修了した者が、受入保管責任者として、1人選任されていること。

四 格付の表示を付する組織及び実施方法

- 1 格付の表示を付する組織

格付の表示を付する部門が、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること。

2 格付の表示の実施方法

- (1) 次の事項について、格付の表示に関する規程（以下「格付表示規程」という。）を具体的かつ体系的に整備していること。
 - ア 格付の表示に関する事項
 - イ 格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項
 - ウ 出荷後に有機農産物、有機畜産物又は有機加工食品の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
 - エ 格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項
 - オ 格付の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項
 - カ 格付の表示に関する事務の一部を、指定農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる外国の格付の制度に基づいて認証機関の認証に相当する行為を受けた者に委託する場合にあっては、当該委託を受けた者（以下「受託者」という。）の監督に関する事項
- (2) 格付表示規程に従い格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に認められること。
- (3) 有機農産物にあっては名称の表示が有機農産物の日本農林規格第5条に定める方法で、有機畜産物にあっては名称の表示が有機畜産物の日本農林規格第5条に定める方法で、有機加工食品にあっては名称及び原材料名の表示が有機加工食品の日本農林規格第5条に定める方法で適切に行われることが確実に認められること。

五 格付の表示を担当する者の資格及び人数

格付の表示を担当する者（以下「格付表示担当者」という。）として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。また、受託者に、格付表示担当者を補佐する者として、講習会において格付の表示に関する課程を修了した者が1人以上置かれていること。

制定文（令和4年9月28日財務省・農林水産省告示第27号）抄
令和4年10月1日から施行する。